

# 徳島県情報公開審査会答申第173号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成29年1月11日（同月12日受付）、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書公開請求を行った。

〇〇市の焼却施設に係る平成〇年〇月〇日付け告発状について

①処分に係る庁内協議の内容が分かる文書一切（以下「本件請求1」という。）

②その処分について〇〇市との協議内容とその措置が分かる文書（以下「本件請求2」という。）

### 2 実施機関の決定

平成29年1月25日、実施機関は、本件請求1に対して、対象公文書を「〇〇氏からの（告発状と称する）書類について」と特定し、条例第8条第1号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分1」という。）を行い、審査請求人に通知した。

また、同日、本件請求2に対して、対象公文書が不存在であることを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成29年2月24日、審査請求人は、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

平成29年5月25日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査申立てに係る処分を取り消し、公開請求に該当する文書の開示を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書によると、審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

平成〇年〇月〇日付け審査請求人が提出した告発状（以下「本件告発状」という。）について、県が6箇月以上経過するにも係わらず、その処分が不明であることから、その処分（受理若しくは不受理）について開示請求したもので開示文書に異議がある。

(1) 本件処分1については、審査請求人の告発状について「告発状と称する書類」としているが、庁内協議は疎か何の協議もなく保管状態であることとする文書を開示した。本件告発状にどのような不備があり、告発状として扱われず長期間放置状態になったのかお伺いする。

また、同じような告発が民間業者の施設の場合でも、同様に長期間調査検証せず放置するのか、併せて弁明を求める。

なお、県は非公開部分が条例8条第1号に該当するとするが、個人情報に含まれておらず、全て公開すべきと考える。

(2) 本件処分2について、県は告発状について〇〇市の主張する根拠の提出を求め十分な調査検討をすべきであるが、告発状を回覧したのみであり、何の調査も〇〇市への聞き取りも行っておらず、このような放置状態は設置届の受理機関で技術的助言を業務とする担当部門の怠慢である。

これまでの〇〇市の焼却施設に対する県の開示文書や議員の質問趣意書に対する答弁等により、県は本件告発状の趣旨を把握できていると推測できることから、本件告発状について何らかの処分の決定ができると思料し文書開示を求め異議の申立てを行う。

速やかに告発状の検証と〇〇市への調査を行い、何らかの処分を決定し、その結果を開示すべきである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭理由説明を要約すると、本件処分1及び本件処分2の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 本件処分1について

実施機関の業務のうち、当該事案に関する業務は、市町村が行う一般廃棄物処理についての事務である。一般廃棄物の処理については、市町村の自治事務とされており、市町村が統括的な責任を負うものである。その上で、県は市町村がその責務を十分に果たされるように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、市町村に対して、必要な技術的援助を与えること、市町村が設置する一般廃棄物処理施設の届出の受理を行うこと、また、必要な改善や期間を定めて使用停止を命じることができることとさ

れている。

本件告発状について、刑事訴訟手続上の告発であれば、県知事宛に出されるものではないと思料したところであるが、本件告発状が県知事宛で送付されており、その内容も一般廃棄物処理施設に関するものであったため、環境指導課が担当することとなったが、廃棄物処理法には告発に関する規定はないため、県民から寄せられる通報や情報提供と同様に扱うことし、課内において情報共有を図るため、回覧を行ったものである。

よって、課内で回覧した「〇〇氏からの（告発状と称する）書類について」を本件請求1に係る公文書と特定し、条例第8条第1号の個人情報に該当する部分を除いてすべて公開したものである。

## (2) 本件処分2について

本件告発状の内容については、既に把握しているものであり、これまでも〇〇市に対して協議や技術的助言を行ってきており、その内容については、審査請求人に情報公開を行ったこともあり、理解を得ていると考えている。本件告発状には、以前から出されている内容以外に新たな事項が記載されていなかったため、本件告発状に関して、〇〇市との協議内容やその措置がわかる文書の作成を行っておらず、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件処分1の妥当性について

#### (1) 本件公文書の特定について

本件請求1に係る公文書は、「〇〇市の焼却施設に係る平成〇年〇月〇日告発状の処分（受理又は不受理）に係る庁内協議の内容が分かる文書一切」であり、実施機関は庁内回覧をする際に作成した「〇〇氏からの（告発状と称する）書類について」（以下「本件公文書」という。）と特定した。

なお、本件告発状は、徳島県知事宛に提出されており、その内容は〇〇市の一般廃棄物処理施設について、廃棄物処理法に関する違反がある等としてその改善を求めるものである。

しかし、県は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に規定されるいわゆる告発を受ける機関ではなく、また、廃棄物処理法その他の法令において、本件のような告発に関する手続は定められておらず、本件告発状については、県民からの情報提供等として取り扱うほかなく、審査請求人が求めるような受理又は不受理の処分を行う義務が生じるものではない。したがって、実施機関が、本件告発状を「いわゆる告発状」として課内において情報共有するため回覧し、本件請求1に係る公文書について、本件公文書を特定したとする説明に不合理な点は認められない。

次に、本件公文書のうち、(告発状と称する)書類の提出者の氏名が、条例第8条第1号に掲げる個人に関する情報として非公開情報に該当するかどうかを以下検討する。

## (2) 条例第8条第1号の該当性について

### ア 条例第8条第1号について

本号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と定めている。

本号は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

「個人に関する情報」とは、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。この条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とするものである。

### イ 条例第8条第1号の該当性について

当審査会で本件公文書を見分したところ、「(告発状と称する)書類」を提出した者の氏名が記載されていることが認められた。この情報は、明らかに特定の個人を識別できる情報であると認められることから、本号本文に該当する。

また、この情報を何人にも公にする法令上の根拠や慣例もない。

なお、「(告発状と称する)書類」の提出者が、仮に審査請求人自身であって、本人が自己の情報に関して公開請求を行った場合であっても、請求者の属性を問うことなく公開又は非公開の判断を行う情報公開制度においては、本人以外の者から請求があった場合と同様に原則非公開の取扱いとなる。

よって、(告発状と称する)書類の提出者の氏名を非公開として実施機関が行った本件処分1は、妥当である。

## 2 本件処分2の妥当性について

本件請求2に係る公文書は、本件告発状の内容について〇〇市と行った協議内容及び措置が分かる文書である。

本件告発状については、前記1の(1)で述べたとおり、県民からの情報提供等であって、法令に基づくものではないため、実施機関において何らかの手续や措置を発動することが義務づけられているわけではない。また、本件告発状の内容については既に実施機関において把握し、従来から〇〇市に対して協議や技術的な助言を行ってきた

ており、かつ、本件告発状の内容が従前から対応してきたところと異なるものではないことから、本件告発状に基づいて〇〇市と行った協議や措置の文書を作成していないとの実施機関の説明に何ら不合理な点は認められない。

よって、本件請求2に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在として実施機関が行った本件処分2は、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

その他、審査請求人は、「本件告発状にどのような不備があり、告発状として扱われず長期間放置状態になったのかお伺いする」、「告発状の検証と〇〇市への調査を行い、何らかの処分を決定してその結果を開示すべきである」等その他種々主張するが、当審査会は、実施機関が行った公開等の決定につき、その妥当性を審議する機関であり、当該事項について判断する立場にない。

### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 5月25日	諮問
10月26日	審議（第148回審査会）
12月 8日	審議（第149回審査会）
平成30年 1月15日	実施機関からの口頭理由説明、審議（第150回審査会）
2月21日	審議（第151回審査会）
3月27日	審議（第152回審査会）

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	